

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### 二次会、三次会の飲食費の取扱い

**Q** : 二次会、三次会に行った場合、1人当たり5,000円以下の交際費は、どのようにするのですか?

**A** : 二次会、三次会が、それぞれ単独で行われていると認められるときは、それぞれの飲食費ごとに5,000円以下かどうかの判定をします。

#### 【解説】

すでにご承知のとおり、平成18年4月1日以後に開始する事業年度については、交際費等のうち、1人当たり5,000円以下の飲食費は例外的に損金に算入できることとなりましたが、飲食等が一次会だけでなく、二次会、三次会と複数にわたって行われた場合には、それぞれの行為が単独であるか、それとも一体であるかによって、次のように取り扱われることになっています。

**単独の場合**…単独の場合とは、まったくの別の業態の飲食店等を利用しているとき(食事と喫茶など)などが該当し、この場合には、それぞれの行為に係る飲食費ごとに1人当たり5,000円以下かどうかを判定します。

**一体の場合**…一体の場合とは、たとえば、実質的に同一の飲食店等で行われた飲食等であるにもかかわらず、その飲食等のために要する費用として支出する金額を分割して支払っていると認められるようなときが該当し、この場合には、その行為の全体にかかる飲食費を基礎として1人当たり5,000円以下かどうかを判定します。

